

足立区省エネ家電製品購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品を購入する足立区民に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、省エネ家電製品の普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、省エネ家電製品とは購入時に一般財団法人省エネルギーセンターが定める統一省エネラベル5つ星（最高レベル）に該当する冷凍庫、テレビ、電気便座、蛍光灯器具又はLED照明（LEDランプを含む。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 足立区省エネ家電製品購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 足立区内に住民登録がある個人であること。
- (2) 補助金の申請を行う年度（以下「現年度」という。）の4月1日以降に省エネ家電製品を足立区内の店舗において合計5万円（税抜き価格）以上を新品で購入し、自らが居住する区内の住宅（第1号に規定する住民登録地と同一であるものに限る、店舗付き住宅を含む。）に設置していること。
- (3) 同一年度内において、本人又は同一世帯で生活する者が補助金の交付決定を受けていないこと。
- (4) 区から当該省エネ家電製品の購入費について、区から他に補助に係る交付決定を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、省エネ家電製品の購入及び当該購入に係る据付又は工事に要した費用とし、補助金の額は、12,000円とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、工事に要した費用は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、足立区省エネ家電製品購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、別に定める期間内に、区長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書の写し
- (2) 省エネ家電製品の形状、規格及び構造等が確認できるパンフレットやカタログ等の写し
- (3) 製造メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- (4) その他、区長が必要と認める書類

(交付申請の受付期間及び受付停止等)

第6条 前条の規定による補助金の交付申請は、現年度の4月11日（当該日が日曜日、土

曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日）から翌年の2月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までの期間に行わなければならない。ただし、交付申請を受けた補助金の額の合計が、補助金交付のための予算の額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

2 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 区長は、第5条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、足立区省エネ家電製品購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めたときは、足立区省エネ家電製品購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 区長は、前条第1項に規定する補助金の交付を決定した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 虚偽の申請その他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- （3） その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該交付決定者に対し、速やかに足立区省エネ家電製品購入費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付決定者にその返還を命じるものとする。

（状況調査）

第11条 区長は、必要に応じて当該省エネ家電の状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組み）

第12条 申請者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第13条 申請者は、当該発電システムを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第14条 申請者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則(27足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(提出先)
足立区 長

(申請者) 申請者本人が記入・押印してください。

住所	〒 -		
ふりがな			
氏名	印		
電話番号 (昼間の連絡先)	-	-	印

(朱肉を使用する印鑑を押印。)

* 申請は一世帯につき一回限りです。 (スタンプ印は無効。)

足立区省エネ家電製品購入費補助金交付申請書兼請求書

省エネ家電製品購入について、補助金の交付を受けたいので、足立区省エネ家電製品購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請し、請求します。

補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報を調査し、利用することを承諾します。

1 対象機器	<input type="checkbox"/> 省エネラベル5つ星製品（冷凍庫、テレビ、電気便座、蛍光灯器具）		
	<input type="checkbox"/> LED照明（交換前のランプの種類・消費電力・個数）		
2 購入年月日	年 月 日	3 設置年月日	年 月 日
4 メーカー名・機種名（型番）			
5 補助金 交付申請額	12,000円		
6 振込指定口座 ※申請者本人の 口座に限ります	銀行・信用組合		本店
	信用金庫・農協		支店
	出張所		
預金種別	普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義人 (申請者本人)			

【対象者チェック】 次のすべての要件を満たす方が対象です。

※ 裏面のアンケートにご協力ください。

- 1 足立区内に住民登録がある個人（会社での購入・設置は対象外）
- 2 令和2年4月1日以降に対象家電を、足立区内店で、税抜き合計5万円以上（※）で新品購入。
※古い家電の取り外しや、リサイクル等の処分にかかる費用、運搬費は含まない。
- 3 購入した対象家電を、足立区内の自宅（1と同居所）に設置。

【必要書類チェック】 この申請書に以下の書類を添付してご提出ください。不備があると受付できません。

- 1 領収書の写し ※支払者（＝申請者）、日付、支払金額、金額の内訳、購入品名、発行者が確認できるもの。
レシート of 写しでも可（ただし、レシートの内容を省略することなく、全面が確認できるものに限る）。
※残金がある場合は、残金を支払った領収書（またはレシート）も必要
- 2 パンフレットまたはカタログ等の写し（省エネ基準達成率、機器の規格等が確認できるもの）。
- 3 製造メーカー発行の保証書の写し（販売店の保証書は不可、店舗印は不要）。
※支払者（＝申請者）の名前と住所等を記入してください。

申請書提出者	会社名
	担当者名
	電話番号

区処理欄	受付者	台帳入力	住記確認

様式第 2 号（第 7 条関係）

足環政収第 号
年 月 日

様

足立区長 近藤 弥生

足立区省エネ家電製品購入費補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区省エネ家電製品購入費補助金について、足立区省エネ家電製品購入費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

補助金交付金額

¥ _____

No. _____

様式第3号（第7条関係）

足環政収第 号
年 月 日

様

足立区長 近藤 弥生

足立区省エネ家電製品購入費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区省エネ家電製品購入費補助金について、足立区省エネ家電製品購入費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

理 由

No. _____

様

足立区長 近藤 弥生

足立区省エネ家電製品購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付、足環政収第 号で通知した足立区省エネ家電製品
購入費補助金交付決定について、足立区省エネ家電製品購入費補助金交付要綱に基づき、
下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 理 由

2 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____